イベント開催時等における熱中症予防対策

季節を問わず、イベントを実施するにあたっては、責任者を決めた上で、傷病者の発生に備えた対応策を検討し、主催者及び参加者が共通理解の下で活動する必要があります。また、夏季の場合は熱中症の対策として、「発生を防ぐ対応」と「発生後の対応」と2種類の対応が必要となります。

【1】緊急連絡先の作成及び周知

参加者およびイベント関係者の熱中症の発症に備え、あらかじめ病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握し、別紙 I「熱中症 EAP」を作成してイベント関係者が確認しやすい場所に提示してください。

【2】熱中症の発生を防ぐ対応

(1) 暑熱環境の把握と暑熱環境の緩和

イベント実施中、随時暑さ指数(WBGT)を確認し、注意喚起や暑熱環境の改善を図る。

特に、スポーツイベントについては、暑さ指数が28℃を超えた場合、主催者は積極的な注意喚起を行い、参加者に休憩や水分摂取を行うよう呼びかけるとともに、熱中症予防に向けてイベント等の運営(中止又は中断含む)に万全を期すること。

【暑さ指数の確認方法】

- ①暑さ指数(WBGT)計を活用して、会場の暑さ指数を確認。
- ②環境省の「熱中症予防情報サイト」で該当地域の暑さ指数を確認。

・パソコンはこちらから

http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

・スマートフォンはこちらから



- ③環境省が推奨する「熱中症予防メール」の配信により、該当地域の暑さ 指数を確認。
- (注意!!)人が密集している場合などは、実際の暑さ指数は上記②・③により公表された指数を大きく上回る場合があるため、注意が必要です。

【暑熱環境の緩和方法例】

- ① イベント会場に傘・テントなどで日陰のエリアを提供する。
- ② イベント中でも休憩できる空間を準備する。
- ③ 散水や微細ミストの噴霧などにより、地面の温度を下げる。
- ④ 整理券の配布や指定席の導入などにより、長時間の待機をさせない。
- ⑤ 待機者をなるべく直射日光にさらさせない(木陰や施設の影に誘導する)。
- ⑥ 待機列の場所を考慮して、給水器、自動販売機を配置する。
- ⑦ 自動販売機などの欠品を防止する。
- ⑧ 観客が集中しないようにイベントのプログラムを工夫する。
- ⑦ 十分な数のトイレの確保とわかりやすい案内表示により混雑を少なくする。
- ⑩ 救護所・休憩エリア・給水場所を明示する。

など

(2) 適切な呼びかけ、啓発の実施

- ① イベント案内ポスター、パンフレット、プログラムなどの配布物に熱中症の 予防対策を記載する(扇子やタオル・水分の持参、通気性のよい服装、 暑さ指数の紹介、熱中症が疑われる症状など)。
- ② イベント会場で測定した暑さ指数を、放送・掲示板・ホームページ等を通じて広報し、暑さ指数が28以上のときは積極的な注意喚起を発信する。

③ 参加者への呼びかけの例

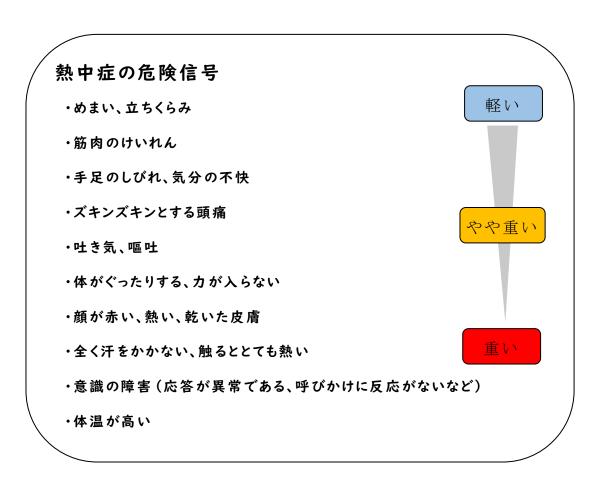
- 人に合わせて無理をせず、体調により参加中止を判断する。
- ・ 水分、塩分の補給は、参加前から始め、定期的に繰り返す。
- ・ 休憩時間を定期的に確保して、冷たいものを摂取する。
- アスファルト上はなるべく避けて、時々涼しい木陰やテント内に入る。
- ・ 屋外では日よけ帽子や日傘で直射日光をさえぎる。
- ・ 濡らしたタオルを首に巻く。
- 体調不良時にはすぐにスタッフに声をかける。
- 車椅子やベビーカーを利用している人は、背面が高温になりやすいため、こまめに木陰やテント内に入る。

など

- ④ イベント会場に熱中症の予防、早期発見、初期対応を記したポスターや 注意書きを掲示する。
- ⑤ イベント関係者の存在を目立たせ、参加者が声をかけやすくする。

【3】熱中症を疑う症状が見られた場合の対応

(1)参加者およびイベント関係者に、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、救急処置として涼しい場所に移動し、衣類をゆるめて身体を冷やし、水分及び塩分の摂取を行わせます。



(2) 意識障害がある場合や自分で水分摂取ができない場合、また、水分・ 塩分の補給を行っても症状が改善しない場合は、救急隊を要請してくだ さい。

【4】イベント関係者への対応

イベント関係者も業務(役割)に従事している間、厳しい暑熱環境で自由 に移動できず、水分摂取も適宜行えない場合があり、熱中症を発症するリス クは高いので、主催者は注意が必要です。

- (I) イベント関係者に熱中症の予防、暑さ指数、熱中症の初期症状、早期発見、初期対応に関する教育を行ってください。
- (2) イベント関係者の体調の確認を行い、欠食、睡眠不足、脱水症状、体調不良等があれば暑熱場所での業務(役割)から外れるよう指導してください。
- (3)糖尿病や喘息、心臓病などの慢性疾患を持つ人は暑さに弱いことを理解し、熱中症予防に特に留意するよう指導してください。
- (4) 暑熱な場所での仕事は短時間で交代させて、涼しい場所で休憩させてく ださい。
- (5) また、屋外での作業等にあたる場合は、厚生労働省発出の「職場における熱中症予防対策」を参考に、熱中症予防に努めてください。

出典:夏季のイベントにおける熱中症ガイドライン 2020 (環境省)

【5】応急診療

- ◎緊急時 | 19番
- ◎奈良県救急安心センター相談ダイヤル(24時間対応)

#7119(プッシュ回線、携帯電話)

0744-20-0119(ダイヤル回線、IP 電話)

- ◎内科系・小児科系応急診療所
 - ・生駒メディカルセンター休日夜間応急診療所

0743-75-0111

・病院群輪番制

0743-74-5600

(音声自動案内)

平 日 22:00~翌朝 6:00 土曜日 I 6:00~翌朝 6:00 日祝日 I 0:00~翌朝 6:00

平 日 6:00~9:00

20:00~22:00

土曜日 6:00~9:00 13:00~16:00

日祝日 6:00~10:00

- ◎外科系応急診療
 - ·病院群輪番制

0743-74-5600

(音声自動案内)

平 日 20:00~翌朝 9:00 土曜日 I3:00~翌朝 9:00 日祝日 9:00~翌朝 9:00

◎生駒市立病院

0743-72-1111

夜間帯 19:00~翌朝 9:00 日曜日・祝日(年末年始を含 む)は医師が可能な範囲で応急 的な診療をしています。

【6】熱中症対策参考文献

◎熱中症 環境保健マニュアル 2022 (環境省)

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

◎ 夏場のイベントにおける熱中症対策ガイドライン

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf

◎職場における熱中症予防対策

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000633836.pdf

参考資料:身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準值	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT基準値 ℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記): 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け); 腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品): フライス盤(小さい部品): コイル巻き: 小さい電機子巻き: 小さい力で駆動する機械: 2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]:腕及び脚の作業 (トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体 の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫):軽量な荷車及び手押し車を押したり引いた りする: 2.5 km/h~5.5 km/h での平たんな場所での歩き; 鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業:重量物の運搬:ショベル作業:ハンマー作業:のこぎり作業:硬い木へのかんな掛け又はのみ作業:草刈り: 掘る:5.5 km/h~7 km/h での平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする:鋳物を削る:コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動; おの(斧) を振るう; 激しく シャベルを使ったり掘ったりする; 階段を昇る; 平たんな場所で走 る; 7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504 (熱環境の人間工学 - WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 - 暑熱環境) 附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

WBGT値がWBGT基準値を超える(おそれがある)場合には・・・

冷房などにより、作業場所のWBGT値の低減を図ります 身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更します WBGT基準値より低いWBGT値での作業に変更します

出典:職場における熱中症予防(厚生労働省)

注 2 暑熱頭化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。